

## 第 2 5 回 栄養・特殊用途食品部会の検討課題

### 1. 開催日及び場所

- ・ 2 0 0 3 年 1 1 月 3 日 ~ 1 1 月 7 日
- ・ ボン ( ドイツ )

### 2. 主要議題の検討内容

#### ( 1 ) 「栄養強調表示に使用のためのガイドライン」に添付される栄養素含有量条件草案 ( ステップ 7 )

「食物繊維含む」「食物繊維豊富」( コーデックスでは栄養強調表示と定義されている。 ) の旨を表示できる食物繊維の含有量条件を設定するために、食物繊維の定義と測定法の検討がなされている。

( 論点 ) 食物繊維の定義に動物由来食物繊維 ( キチン、キトサン等 ) を含むか否か及びその含有量基準。

#### ( 2 ) グルテンフリー食品の規格改正案 ( ステップ 7 )

小麦粉に含まれるグルテンが原因とされる疾病を持つ患者のためのグルテンフリー食品について、すでに規格が定められている。規格改正案ではグルテンフリー食品のグルテン含有量条件を検討している。

( 論点 ) グルテン含有量基準を決める前段階としてグルテンの測定方法の統一。

#### ( 3 ) ビタミン及びミネラル補助食品ガイドライン案 ( ステップ 3 )

ビタミン・ミネラル補助食品の定義・条件 ( 表示、ビタミン・ミネラル含有量等 ) について検討されている。

( 論点 ) ビタミン・ミネラル補助食品に含有するビタミン・ミネラルの上限値・下限値の設定。

#### ( 4 ) 乳児調製粉乳 ( インファントフォーミュラ ) の規格改正案 ( ステップ 3 )

乳児用調製粉乳の定義・条件 ( 表示・栄養素含有量等 ) について見直される。

( 論点 ) 摂取する栄養成分について特別な配慮をしなければならない乳児のための製品を規格の対象とするか否か。

**( 5 ) 乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする食品の規格改正案 (ステップ 4)**

乳児及び年少幼児を対象とした穀物を主原料とする食品 (離乳食) の定義・条件 (表示・栄養素含有量) について見直される。

(論点) ある年齢の子供の写真を使用することで、あたかもその年齢に離乳食が導入されなければならないかのような誤解を与えるおそれがある子供の写真を製品に表示する事を禁止すべきか否か。

**( 6 ) 乳幼児用食品に使用されるミネラル塩及びビタミン配合物の助言リストの改正案 (ステップ 3)**

乳児用食品に栄養強化目的で使用されるミネラル塩及びビタミン配合物のリストについて見直しを行う。

**( 7 ) 健康強調表示の科学的根拠に関する勧告案 (ステップ 3)**

栄養素及びその他の物質と健康状態の関係について述べた表示である。健康強調表示は科学的に証明されていることが条件である。特殊用途部会では健康強調表示の科学的証明についての条件が検討される。

## 議題（１）について

食品に表示する「食物繊維を含有する。」「食物繊維が豊富である。」（栄養素含有強調表示）である旨を表示するための含有量の基準について

### （１）経緯等について

栄養素含有強調表示は、コーデックス食品表示部会が定められている「栄養強調表示の使用のためのガイドライン」において「食品に含まれる栄養素及び熱量の含有量のレベル」として定義されている。（カルシウム源、低脂肪等）

- ・ 強調表示を行うためには強調する栄養素及び熱量の値が基準を守っていないなければならない。現在基準が設定されている項目は熱量、脂質、飽和脂肪酸等の９種類であり、基準の設定の業務は特殊用途部会に委任されている。
- ・ 今回の特殊用途部会では、さらに**食物繊維の基準を設定するための作業**を行っている。

### （２）検討内容について

食物繊維の定義

- ・ 動物性食物繊維を含めるか否かについて検討されている。

分析方法

「食物繊維を含む」「食物繊維を豊富」の旨を表示できる含有量の条件

- ・ 改正原案では以下の条件がある。

「含む」の旨をうたえる条件	3g/100g もしくは 1.5g/100kcal
「豊富」の旨をうたえる条件	6g/100g もしくは 3g/100kcal

### （３）日本の立場

日本の栄養表示基準では食物繊維を明確に定義していない。「食物繊維を含有する」「食物繊維を含む」旨の表示は栄養表示基準で定められている。分析方法としては「酵素 液体クロマトグラフィー法」を提示し、この分析方法で測定された量を食物繊維含有量としている。

また、動物性食物繊維について食物繊維から除外はしていない。

## 遺伝子組換え食品の表示に関する議論の促進に関する WG について

### 1 経緯

コーデックスにおける遺伝子組換え食品の表示に関する議論は、1996 年に作業開始が承認されたが、定義（ステップ 6）、表示適用範囲（ステップ 3）等に関し、関係各国の見解の隔たりが大きく、議論が進まない状況にある。

このため、本年 4 月に開催された第 31 回食品表示部会において、議長が議論を促進するための WG を設置することを提案し、了承された。

本 WG は、10 月 28 日から 30 日まで、カナダにて開催される。

### 2 表示適用範囲

#### (1) 現行案

遺伝子組換え食品の表示に関するガイドライン案における表示適用範囲は、

遺伝子組換えの結果として、食品の栄養素、構成等が変化する場合に、その旨を表示すること：及び/又は

遺伝子組換えの結果生じたタンパク質や DNA を含有する場合に「遺伝子組換え」等と表示すること：及び/又は

遺伝子組換えで作られた場合に、タンパク質や DNA を含有しない場合でも「遺伝子組換え」等と表示すること

となっている。

#### (2) カナダ修正案

表示適用範囲についての対立が最大の問題となっていることから、議長国であるカナダは、議論を促進するため、 を対象とするガイドライン（消費者の健康の保護に関連するもの）と、 及び を対象とするガイドライン（製造方法を示すもの）の 2 つに分割することを提案するとともに、 を対象とするガイドラインの議論を促進すべきことを示唆している。

#### (3) 我が国の考え方

(1) の を対象とするガイドラインのみの議論が先行することとなれば、遺伝子組換えである旨の消費者への情報提供という遺伝子組換え食品の表示における最も重要な要素についての議論が先送りされることとなりかねないこと

なお、(1) の に該当する食品は我が国では流通しておらず、このため を対象とするガイドラインは、我が国では空規定となる

我が国で現在認定している遺伝子組換え食品のほとんどは(1)の、 に該当しているが、これを対象とする各国の制度が異なっていることが問題となっているため、これに係る国際規格を優先的に議論すべきこと

安全性の審査を経たもののみが流通を認められるため、消費者の健康の保護の観点からみて、栄養素等が変化した場合とその他の場合に差異があるとは考えられないこと

等から、2つの案に分割せず、一つのガイドラインとして議論すべきである。

